

蒲郡市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定するインフルエンザ予防接種（以下「定期予防接種」という。）以外のインフルエンザ予防接種（以下「任意予防接種」という。）に係る費用の一部を助成する蒲郡市インフルエンザ予防接種費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、任意予防接種を受ける日において、蒲郡市の住民基本台帳に記録されている者であって、かつ、当該年度に蒲郡市が行う定期予防接種の対象以外の者で、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 予防接種を受けた日の属する年度の前年度の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が非課税の世帯に属する者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (4) その他市長が特に必要があると認める者

(基準となる日)

第3条 前条の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日の状況を基準として決定するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 予防接種の実施日

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）が非課税の世帯に属する者 予防接種の実施日の属する年度の前年度の1月31日。ただし、課税状況については同日における当該年度分の市町村民税の課税状況によるものとするが、課税状況が判明しない場合においては、対象外とする。

2 前項第2号に規定する市町村民税の課税状況が判明しない場合のうち、その理由が予防接種の実施日の属する年度の前々年度の1月2日から前年度の1月31日までの間に蒲郡市に転入したことによるものである場合には、当該転入前に居住していた市区町村が発行する市町村民税の非課税証明書の提出により、一部負担金の免除を決定することができるものとする。

（課税状況の確認）

第4条 前条第1項第2号に規定する課税状況は、市が交付する住民税決定証明書の基準により確認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町村民税が非課税の世帯に属する者と同様に扱うものとする。

- (1) 年税額がなく、かつ、年末調整がされていない給与支払報告書が提出されている者のうち、年金収入が1円以上の者
- (2) 年税額がなく、かつ、年末調整がされていない給与支払報告書が提出されている者のうち、専従者給与のみを得ている者
- (3) 被扶養者の申告がされておらず、かつ、検診等及び予防接種の実施日の属する年度の4月1日時点で19歳未満の者
- (4) 被扶養者である者

（助成回数及び助成金額等）

第5条 助成の対象となる任意予防接種は、蒲郡市が行う定期予防接種の開始日から当該年度末日までに行われた予防接種とし、助成回数及び助成金額は、別表に定めるところによるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず対象者が負担した額が、同項の規定により定められる助成金の額に満たないときは、対象者が負担した額を助成するものとする。
- 3 医師の問診及び診察のみで任意予防接種を受けなかった場合は、当該問診及び診察に係る費用は、助成の対象としないものとする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、蒲郡

市インフルエンザ予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)を、予防接種を受けた年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、予防接種に要した費用及び第2条第1号から第3号までのいずれかに掲げる者であることを証明する書類を添えなければならない。

3 市長は、前項の書類により証明すべき事実を、申請者の同意を得て公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(助成金の交付決定及び支払)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定し、蒲郡市インフルエンザ予防接種費用助成金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた申請者の指定の口座に交付すべき助成金の額を振り込むものとする。

(実績報告及び助成金額の確定)

第8条 規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による助成金の額の確定通知については、第6条の規定による交付申請及び前条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(証拠書類等の保管)

第10条 助成金の交付を受けた者は、交付申請及び交付決定に関する証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第11条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成18年蒲郡市条例第44号)及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則(平成18年蒲郡市規則第71号)の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

蒲郡市インフルエンザ予防接種料金助成要綱(平成15年10月10日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱の規定による第1号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行する。

別表（第5条関係）

助成回数	助成金額（上限）
対象者一人につき年度内で1回	1回あたり1,000円